

秋田県（地域密着型サービスの外部評価）について

外部評価は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第97条第7項の規定に基づき、認知症対応型共同生活事業者（グループホーム）が定期的に受けなければならない外部の者による評価として位置づけられており、原則として少なくとも年1回は評価を受けることが求められています。

秋田県社会福祉士会は、秋田県から外部評価機関としての指定を受け、平成23年10月から外部評価業務にあたっています。



認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）とは

認知症グループホームは、「食事の支度や掃除、洗濯などを5～9名の利用者とスタッフが共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活する場」で認知症の進行を穏やかにするとともに、家庭介護の負担を軽減することが期待されています。

外部評価の目的

- 1 利用者及び家族の安心と満足の確保を図ること。
- 2 ケアサービスの水準を一定以上に維持すること。
- 3 改善点を明確にし、改善に向けた関係者の自発的努力と体制づくりを誘導すること。
- 4 継続的に評価を行うことを通じて、関係者による自主的な研修等によるケアの向上を促す教育的効果を狙うこと。

外部評価に当たっての秋田県社会福祉士会の考え方

秋田県社会福祉士会は評価調査員による地域密着型サービス事業所への訪問を通じて事業所が実施する自己評価を補い、利用者（入居者）が安心して暮らせる良質な事業所づくりのためのお手伝いをする（応援）でありたいと考えております。

私たち評価調査員は次のポリシーをもって評価業務にあたっています。

- 私たち評価調査員は地域密着型サービスが向上することを推進する支援者としての姿勢を大切にします。
- 私たち評価調査員は、事業者の欠点を指摘したり、誘導する姿勢で評価や調査はしません。
- 私たち評価調査員は、事業者に対して迎合的、追従的な姿勢で評価や調査はしません。

秋田県社会福祉士会の調査員

調査員は 医療、保健、福祉の実務経験者10名で構成されています。またスタッフが評価項目等に関する質問や評価調査作業に関する苦情等にも対応いたします。

外部評価手数料（消費税込）令和3年10月からの料金です。

- 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）
 - 1ユニット 73,000円 （ 評価調査員 2名 ）
 - 2ユニット 73,000円 （ 評価調査員 2名 ）
 - 3ユニット 83,000円 （ 評価調査員 3名 ）

問合せ・相談・苦情等窓口

〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号（秋田県社会福祉会館内）

一般社団法人 秋田県社会福祉士会（秋田県指定評価機関）

電話番号 : 018-896-7881

FAX番号 : 018-896-7882

メールアドレス akitaken-csw@flute.ocn.ne.jp

URL <http://www.akita-csw.org>

問い合わせ受付時間：月曜日～金曜日 9：30～16：30

外部評価の流れ



